

日本大学内部質保証に関する方針

学校法人日本大学並びに同法人が設置する日本大学及び日本大学短期大学部（以下「本学」という）は、教育研究及び管理運営等の諸活動について、改善・改革を推進し、質の向上を図り、本学の人材育成及び研究成果に対する社会的評価及び信頼をより一層高めるため、以下のとおり方針を定める。

1 基本的な考え方

① 内部質保証体制

- (1) 教育研究及び管理運営等における企画・設計及び運用の状況について、継続的に自己点検・評価を行い、P D C Aサイクル等を適切に機能させることによって、恒常的に改善・改革に努め、質の向上を図り、本学の教育研究等の諸活動が適切な水準にあることを保証すること（以下「内部質保証」という）とする。
- (2) 本学は、全学レベル、各組織（教育研究及び管理運営等に係る全ての組織）レベル及び教員レベルにおける活動の企画・設計及び運用について、継続的に自己点検・評価を行い、その結果に基づき、各組織レベル及び教員レベルでP D C Aサイクルを機能させるとともに、全学レベルでのP D C Aサイクルを有機的に連携させるシステムを構築することにより、内部質保証を実現するものとする。
- (3) 全学における内部質保証の推進に責任を負う組織として、「全学内部質保証推進委員会」（以下「全学質保証委員会」という）を置く。
- (4) 全学質保証委員会の下に「企画検討部会」を置く。企画検討部会は、全学質保証委員会の任務に関する事項について、企画・立案、設計及び調整等を行う。
- (5) 学部等における内部質保証の推進に責任を負う組織として、「学部等内部質保証推進委員会」（以下「学部等質保証委員会」という）を置く。
- (6) 本学の内部質保証システムの適切性及び有効性に関する検証を行うため、外部有識者の意見を求めるものとする。

② 内部質保証を支える基盤

(1) 自己点検・評価

- ア 全学レベルの自己点検・評価を行う組織として、「全学自己点検・評価委員会」（以下「全学点検・評価委員会」という）を置く。全学点検・評価委員会は、全学的な自己点検・評価を行う。

イ 組織レベルの自己点検・評価を行う組織として、本部においては全学点検・評価委員会が担う。

ウ 組織レベルの自己点検・評価を行う組織として、学部等においては「学部等自己点検・評価委員会」（以下「学部等点検・評価委員会」という）を置く。

エ 教員レベルの自己点検・評価実施に関する企画・設計は、FD推進センターが行う。

(2) ファカルティ・ディベロップメント (FD) 及びスタッフ・ディベロップメント (SD)

教職員の能力向上に努め、教育の質向上を図るため、FD推進センター及び全学SD委員会は、全学、各組織、教員及び職員の各レベルにおいて、適切なFD・SDを組織的かつ体系的に実施するものとする。

(3) インスティテューショナル・リサーチ (IR)

本学における諸活動の質向上を図るため、教学を含めた組織マネジメントを適切に行う上で、必要となる情報や課題を収集・分析するIR機能の向上を図るとともに、IR体制の確立に努めるものとする。

(4) 大学評価室

本学における内部質保証、自己点検・評価及びIRその他これらに関連する諸活動を支援する事務組織として、「大学評価室」を置く。

(5) 三様監査

本学が実施する三様監査（監事監査、監査法人による監査、内部監査）については、内部質保証の一環として捉えることにより、本学の諸活動の質向上に資するものとする。

③ 情報の公表

(1) 自己点検・評価及び外部評価の結果は、学内外に公表する。

(2) 教育、研究その他の諸活動の質に関する情報は、社会的責任として、公表に努めるものとする。

2 委員会の主な任務・役割

① 全学質保証委員会

(1) 本学の内部質保証の推進に関する事項

(2) 本学の認証評価に関する事項

- ② 学部等質保証委員会
 - (1) 学部等の内部質保証の推進に関する事項
 - (2) 全学レベルの自己点検・評価結果に基づく当該学部等に係る改善課題の改善取組に関する事項
- ③ 全学点検・評価委員会
 - (1) 全学的な自己点検・評価の実施に関する事項
 - (2) 本部における自己点検・評価の企画及び実施に関する事項
- ④ 学部等点検・評価委員会
 - (1) 学部等における自己点検・評価の実施に関する事項

3 留意事項

短期大学部については、教育その他の面で大学とは異なる特性，独自性を有することに十分配慮し，その主体性を尊重するものとする。

以 上